

作用をめぐる論争

那 須 円 照

この論文では、有部の衆賢 (Saṃghabhadra (S)) が過去・現在・未来の三つの時制の区別の根拠として設定する作用 (kāritra) の理論を、瑜伽行中観派の寂護 (Śāntarakṣita (Ś)), 蓮華戒 (Kamalaśīla (K)) が批判する問題を検討する。

Ś, Kは、作用ともの(dharma)とが、別異であっても、同一であっても、同一かつ別異であっても、同一でも別異でもない場合でも、四句分別の全てで、三つの時制の区別が有部の立場(三世実有論)では成り立たないことを主張する。

この問題を、Tattvasaṃgraha(TS), Tattvasaṃgrahapañjikā(TSP) で検討する。Text の偈番号は、Bauddha Bharati Series 本に従った。

1. S(衆賢)の主張

Śによれば、Sは、1791偈で、作用(kāritra)があるときに存在するものが現在のもの(dharma)であり、作用からすでに離れたものが過去のものであり、作用に未だ到達していないものが未来のものであるとする。

そして、1792偈のKのTSPによれば、Sは、結果を引く能力(取果の能力に当たり現在にのみ存在する)が作用であり、結果を生ぜしめる能力(与果の能力に当たり過去に存在する場合もある)は作用ではないとする。過去のものに作用があれば、引かれたものに対して引くことという作用があり、引くことにきりが無くなり、無限遡及の過失になるからである。未来のものには結果を引く能力も、生じさせる能力もない。よって、三つの時制の区別が成り立つと、Sは主張する。

2. Ś, K(寂護, 蓮華戒)による批判

1793偈で、Śは、作用とものという二つの実体の間には、別異であるか同一であるかのどちらかの関係しかないと言う。

2-1. 作用とものが別異である場合に対する批判

1794偈とその解説では、ŚとKによれば作用とものが別異である場合、まず、現在のものは、未来にも過去にも本体がないことになる。作用とものがともに実体であり、別異であれば関係が成り立たない。よって、作用なしに三時制

の区別があるために、ものは、原因であり有為となるから、ものが現在のみのもの、刹那滅なものとなり、有部の三世実有説と矛盾する。

1795, 1796偈とその解説では、 \dot{S} と K は作用ともものが別異である場合、次に、ものが作用と異なり、有為でも原因でもなく常住なものであることになるとする。その場合、三時制の区別はなくなる。

1797偈とその解説では、 \dot{S} と K は作用とももの(蘊, 処, 界)とが別異であれば、世尊が「全てとは五蘊, 十二処, 十八界である」といったのと矛盾するとする。

2-2. 作用ともものが同一である場合に対する批判

1798, 1799偈とその解説では、 \dot{S} と K によれば作用ともものが同一である場合、まず、作用がものの本体のように、恒常で単一になるから、作用に区別がなくなり作用によってものは区別されないとされる。

1800偈とその解説では、 \dot{S} と K によれば作用ともものが同一である場合、次に、ものが作用のように、無常であることになり、現在のみのものとなる。これは三世実有の有部の立場に反するが、経量部の立場では妥当する。

2-3. 作用ともものが同一かつ別異である場合に対する批判

「作用は常には存在しない。しかし、ものは常に〔存在する〕と述べられる。そして、作用は、ものとは別異ではない。明らかに〔これは〕神の行為である。」(1801偈)¹⁾ このように、作用ともものがともに実有な実体であって全面的に同一かつ別異であることは非合理的とされる。

3. 作用に三つの時制の区別があるかどうかに関する議論・批判

3-1. 作用自体に三つの時制の区別がある場合に対する批判

1801偈と1802偈との間の長行では、 K によれば作用が作用なしに未来等の性質を有すれば、作用によって三つの時制が確立されるというルールから逸脱するとされる。作用に本体に依存して未来等の性質があるならば、諸々の存在物も作用に依存せず未来等の性質があることになるから、作用の必要性が無くなる。

3-2. 作用の作用が作用の三つの時制の区別に必要とされる場合に対する批判

1802偈とその解説では、 \dot{S} と K によれば作用に更に、作用を認めるならば、作用の作用についても、もの(=作用)と別異か同一かという考察が生じ、無限遡及の過失になるとされる。

4. S の主張(作用ともものが別異でない場合の反論)

1803偈とその解説では、 S は \dot{S} と K によれば作用は、ものと別異ではなく

ても、妨げを有する等の性質のようにものを区別できると主張する。

5. Ś, Kによる批判

1804, 1805偈とその解説では、Ś と Kによれば妨げを有する等の性質は別々のものを区別するための性質であり、三時制において同一のものを区別する原因にはならないから作用も同様であるとされる。ものとは、同種のものと同種のものから排除された、部分をもたない個物であり、作用によって限定されない。

6. Sの主張(作用ともものが同一でも別異でもない場合)

1805偈と1806偈の間で、Ś と KによればSは次のように主張する。

作用ともものとは、作用とは別にものの本体は認識されないから別異ではない。また、作用は唯だものそのものでもない。ものは本体として存在していても、作用は時々存在しないからである。このことは、ものが間断なく生じることであり結果を生ずる相続は、ものと一緒に把握されるからものと別ではなく、一刹のものに連続性があると言う過失になるから、相続は唯だものそのものでもない、とされるのと同じとされる²⁾。

7. Ś, Kによる批判

1806, 1807, 1808偈とその解説では、Ś と Kは次のように反論する。

相続は、ものと同一でも別異でもない。それは、人格主体のように名前のみのものである。そして、非実有であるから結果を引き起こさない。そのように、作用も、ものと同一でも別異でもないから、相続のように、名前のみのものであるから、三世実有なものにとって、三時制の区別の原因ではない。

〈小 結〉

有部の、ものは三世に実有であるという教理によれば、四句分別の全てにおいて、作用はものの三時制を区別する原因とならない。しかし、経量部の、ものは現在のみであるという教理によれば、ものと作用とが同一の場合に、ものに、三時制の区別が為される。ものは、この場合、作用に他ならない。

1) この偈は、『俱舍論』随眠品, Pradhan 本, 2ed., p. 268. 21-22と類似している。

2) この箇所は、『順正理論』, 大正29. 633. a-bとほぼ一致する。

〈キーワード〉 作用, もの, 三時制

(龍谷大学大学院)